

# 危機管理マニュアル



安芸市立川北小学校

## 〈 目 次 〉

1	事故発生時の救急体制、連絡先	1
2	プールにおける救急体制	2
3	不審者侵入時における対応	3
4	火災発生時の対応	5
5	地震発生時の対応	6
6	台風接近時における対応	7
7	土砂災害発生時における対応	7
8	落雷被害防止の対応	8
9	竜巻発生時の対応	9
10	弾道ミサイル発射に係る対応	10
11	学校への犯罪予告・テロへの対応	12
12	インターネット上の犯罪被害への対応	14
13	生活安全面への対応	
(1)	転落事故防止	15
(2)	遊具事故防止	15
(3)	プール事故防止	15
(4)	水難事故防止	16
(5)	薬品事故防止	17
(6)	熱中症防止	17
(7)	スズメバチ刺傷事故防止	17
(8)	マムシ咬傷事故防止	18
14	事件時や事件後に教職員のなすべき役割の確認	19
15	災害発生時における教職員の動員計画	20
16	川北地区「子ども110番の家」所在地	20
17	学校安全点検について	21
18	シェイクアウト訓練について	23

# 1 事故発生時の救急態勢、連絡先

発見者

だれか来て！！（近くの教職員や児童に大声で応援の要請）  
声を聞いた者は、すぐに現場に駆けつける

- ◎ 可能な限り情報を正確に素早く把握する
- ◎ 特に頭の打撲はないかを確認する

その場ですばやい指示を出す

- ア 養護教諭に連絡
- イ 管理職に連絡
- ウ 担任に連絡

現場にかけつける

※ 連絡を知った教職員も現場にかけつける

- ◎ 見ていた児童らから状況を聞く（緊急を要する場合は、上のア、イ、ウ以外の教職員で対応する）⇔救急車、病院に付き添っているものから携帯電話で連絡をとり、その状況を把握する

状況により、次のどれかで対応する

- ① 緊急を要する場合は、即、救急車要請（原則として、校長または教頭の判断による）  
（脳損傷、大出血、呼吸停止、意識障害、服毒、激しい痛み等）  
心肺停止状態であれば人工呼吸と心臓マッサージをする（救急隊が来るまで）  
頭をうっている場合は動かさない  
家庭への連絡は担任が行う

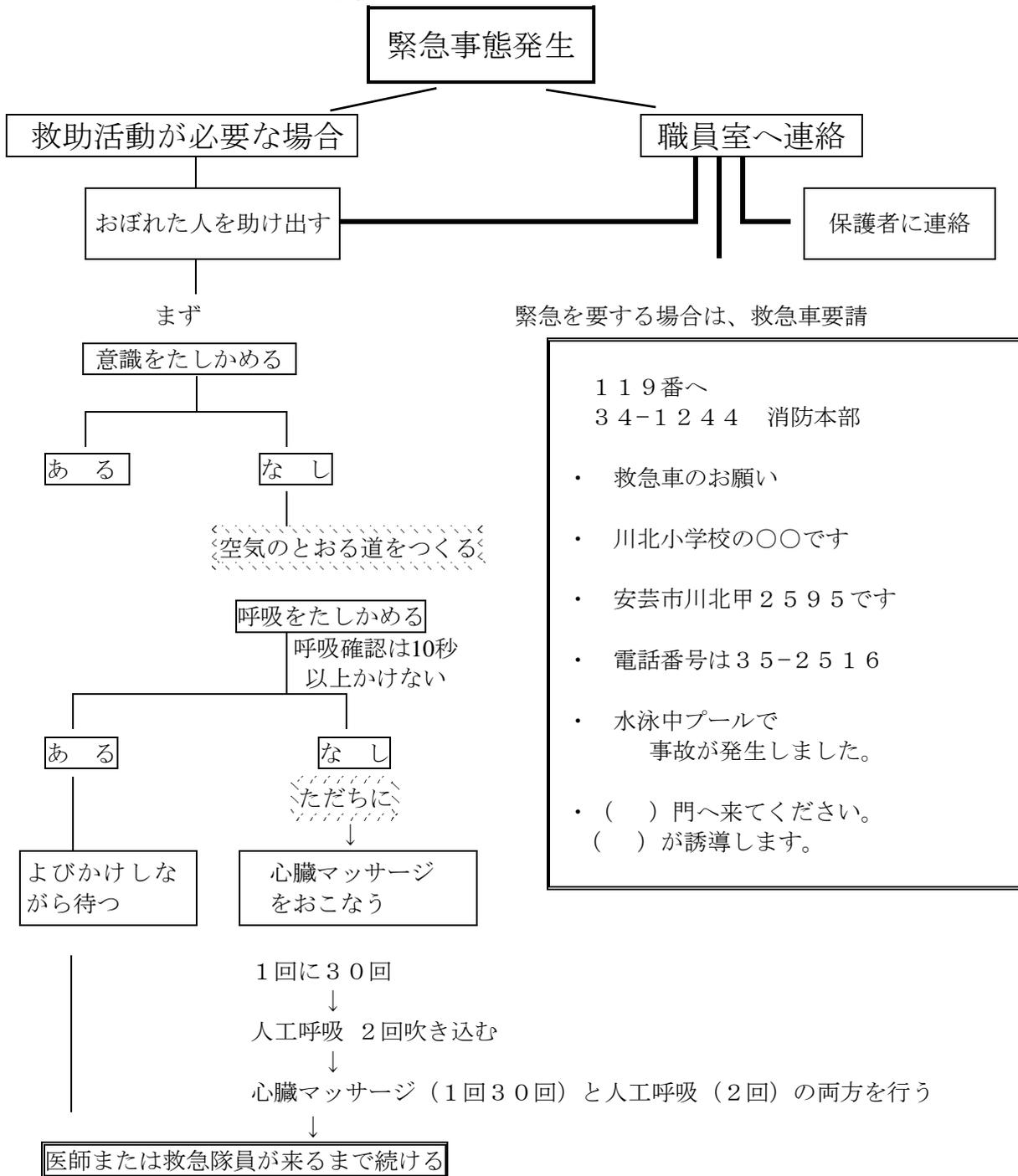
救急車を要請するかどうか判断に迷う時は、  
消防本部へ電話（どんなけがか説明）→ 即、救急車の場合もある

↓  
一度電話を切る  
（5～10分後）  
消防本部からの指示にしたがう（指示のあった病院へ行く）

- ② 緊急を要さない場合は、担任が家庭連絡し、保護者に病院に連れていってもらおう。  
※保護者と連絡のとれない場合は、かかりつけの病院（緊急連絡表参照）へ連れて行く場合もある、その時は養護教諭か管理職のいずれかがつきそう。学校からの移送は、タクシーを利用する。あとで担任より保護者に報告する。  
担任より病院に受診したけがについて全体へ報告する。
- ③ 応急手当をし、家庭連絡をし、保健室に休ませ、様子を見る。  
担任は、家庭での様子についてその日か、翌朝に連絡をとる

- ◇ 緊急を要さないと思われる場合でも、頭から上（頭、顔、眼）のけがについては、校長に報告する。
- ◇ 相手がある場合（加害者・被害者）は、状況等をよく整理して両者の家庭へ報告する。

## 2 プールにおける救急体制



### 各連絡先

川北小学校	0887-35-2516	安芸消防本部	0887-34-1244
救急車	119	伊尾木ハイヤー	0887-35-2050
尾木校医	0887-34-3155	カトレヤタクシー	0887-35-3515
あき総合病院	0887-34-3111	タニハイヤー	0887-35-2121
安芸市教委	0887-35-1021	丸和ハイヤー	0120-502-404
安芸警察署	0887-34-0110		

### 3 不審者侵入への対応

#### 1. 不審者侵入の防止

##### (1) 校門・校舎入口の管理

① 校門管理 立て看板の設置 ・ 学校長の許可無く立ち入り禁止 ・ 案内表示：御用の方は事務室へお立ち寄りください	② 校舎入口管理 施錠管理（東玄関・南舎玄関・西玄関） ※南舎と北舎の渡り廊下は施錠しない。 解錠…7：30～8：30、休み時間、下校時
--	---

##### (2) 来訪者・保護者の管理

- ① 来訪者（保護者）入口…職員室南入口へ案内の掲示
- ② 受付（名簿）設置…学校行事で来校を呼びかける時（参観日等）

##### (3) 学校内外の巡視・巡回活動

- ① スクールガード・リーダーによる登下校時の巡視・巡回活動
- ② 教職員による定期的な安全指導の実施

#### 2. 不審者侵入時の対応

##### (1) 来校者の確認

- ① **来校者の確認** … 来校理由の確認（正当な理由の有無）
  - ・ 声をかけて用件を聞く。
  - ・ 来校者として不自然なことはないかチェックする。

場所	不自然な場所にいる	
言動	不自然な言動	
所持品	凶器や不審物の所持	

- ② **不審者の疑い** … 退去を求める（児童から遠ざける）（連絡・通報）→  
児童から離れた教室へ誘導・通報 ←（確認・応援）

##### ③ 危険な不審者の侵入

危険発生

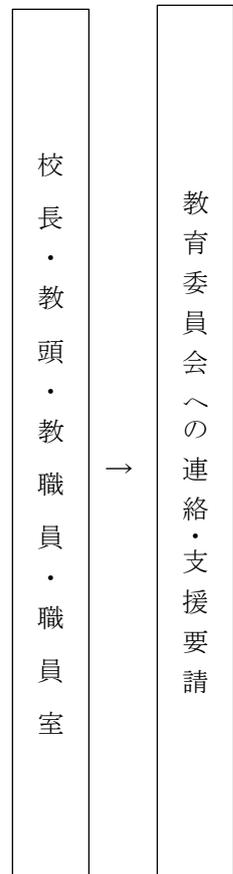
- ・ 危機的状況であれば大声で児童に避難を指示する
  - ・ 避難場所を指定して指示する。  
「職員室へ逃げろ」「外へ逃げろ」
- （連絡・通報）→  
←（確認・応援）

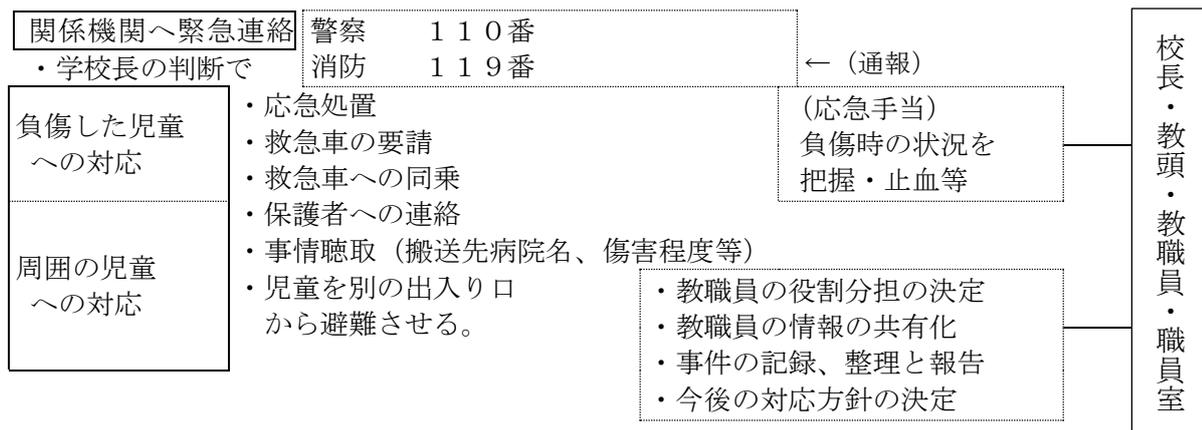
通報応援要請

- ・ 一人で対処せず、児童を使ったり大声をあげたりして110番通報や119番通報をするように他の教職員の応援を求める（連絡・通報）  
「誰か来てくれ」「〇〇先生を呼んできて」等

不審者への対応

- ・ 教職員は複数で現場へ向かい、即時対応する。
  - ・ 冷静沈着に、相手をいたずらに興奮させない。
  - ・ 相手に背を向けない。
  - ・ 相手との間合いに注意し自分の力を過信しない。
  - ・ 行為の抑止（可能な場合）警察が来るまで時間を稼ぐ。
  - ・ 犯人には素手で組み付かない。
  - ・ 身近にあるもので役に立つものを活用する。  
（椅子、机、消火器、モップ、ほうき等）
  - ・ 校内放送で緊急時の発生を知らせる。
- ←（応援）





### <不審者への対応 児童への指導>

#### 学校に侵入してきた場合

- ① 不審者を見かけたらすぐ先生に知らせる。
- ② 教室に入ってきて、危険と感じたらすぐに逃げる。  
とっさの場合、近くにある物を投げつける。
- ③ 先生が対応している間に安全な場所へ逃げる。
- ④ 教室に備え付けの非常ブザーを鳴らす。

#### 校外で不審者にねらわれた場合

- ① 大声で助けを求める。
- ② 子ども110番の家に逃げ込む。
- ③ 絶対についていかない。
- ④ 帰宅したら親や先生に必ず連絡する。

### 3. 事後の対応

#### (1) 対策本部の設置 … 事実確認・役割分担

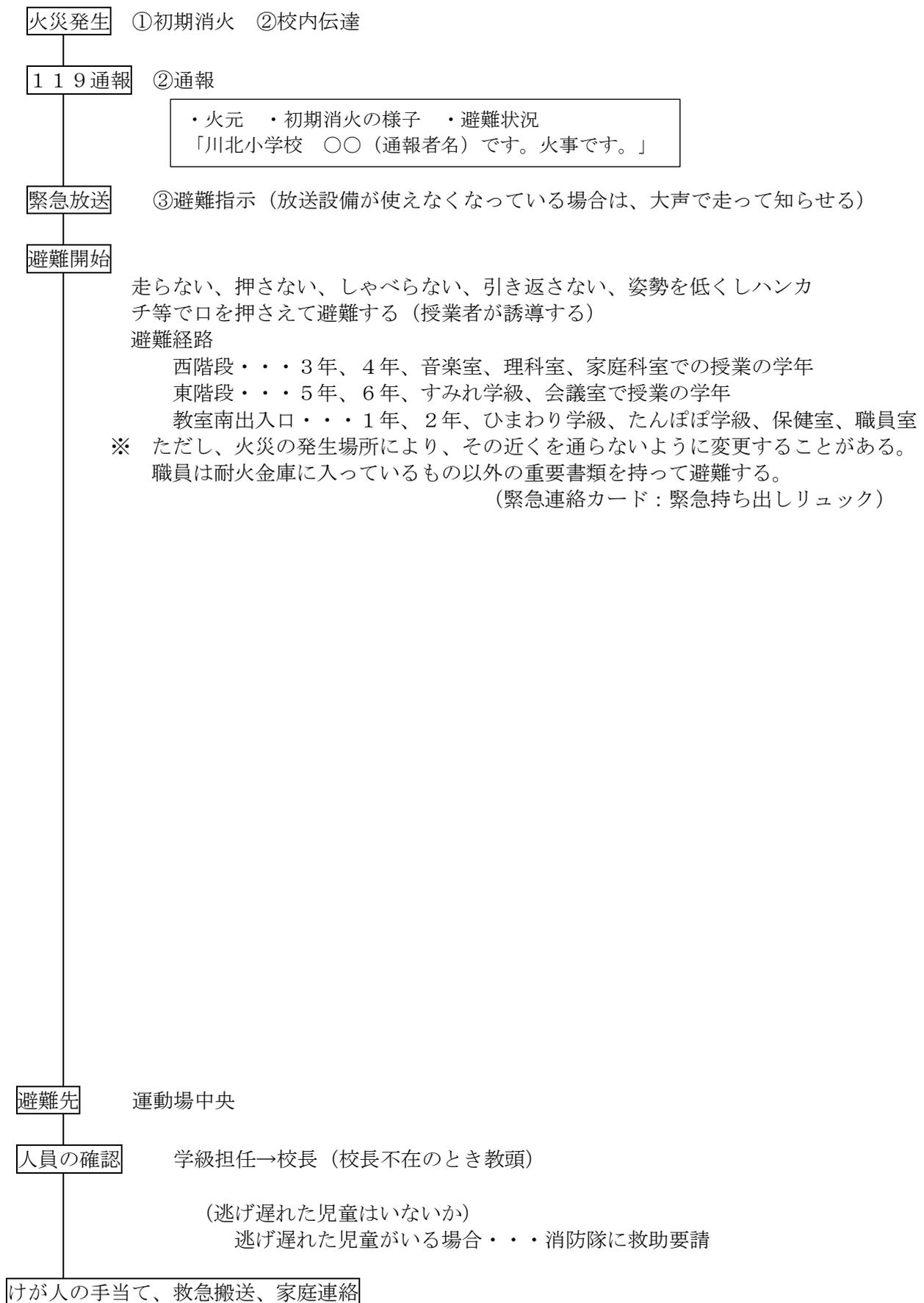
- ① 情報収集 … 関係者からの聞き取り
- ② 保護者への連絡・対応
- ③ 報道機関への対応
- ④ 報告書の作成

※ 通信方法を複数確保しておく

#### (2) 児童等への心のケア

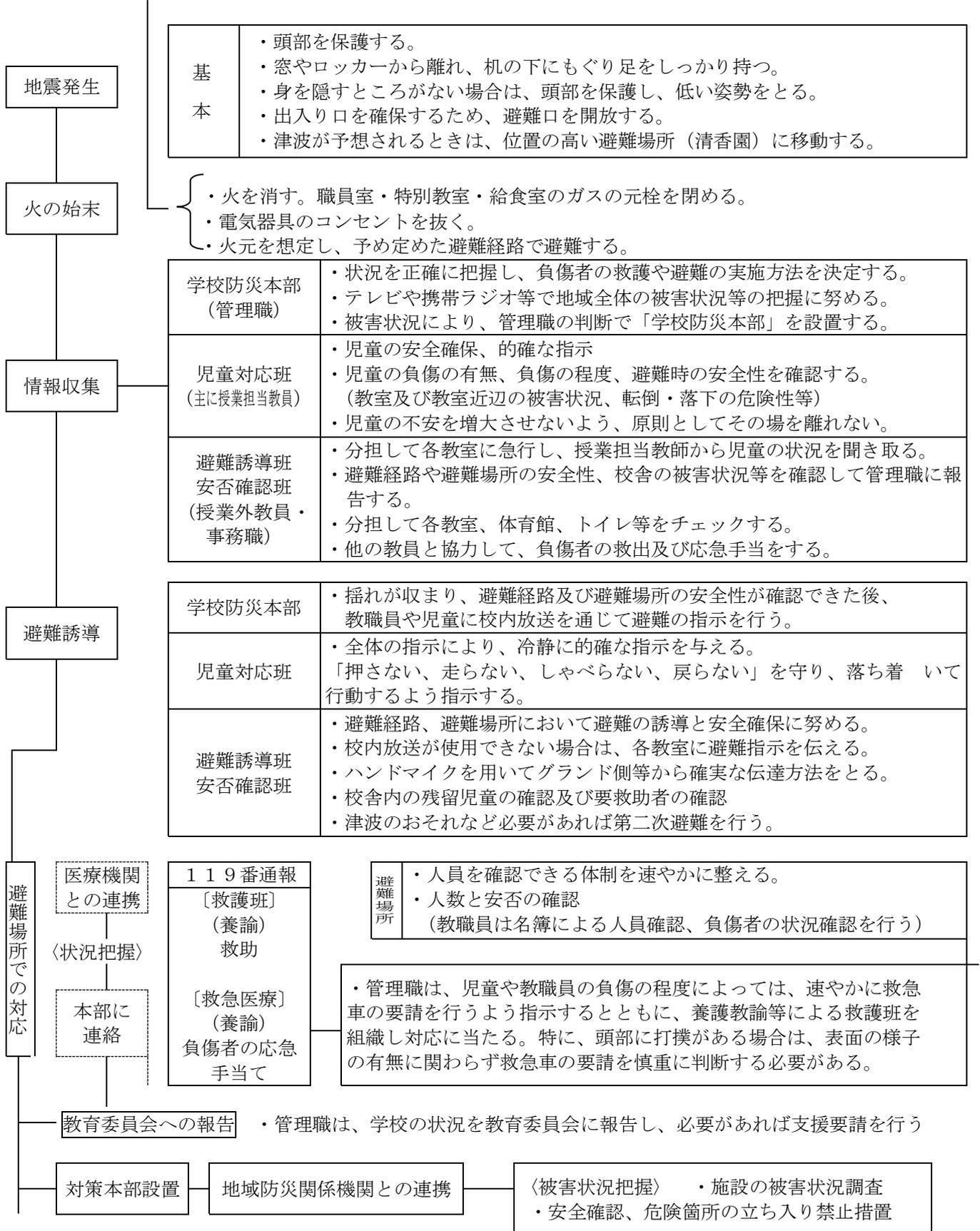
#### (3) 教育再開の準備

## 4 火災発生時の対応



## 5 地震発生時における対応（詳細は、学校防災マニュアルを参照）

自分自身の安全確保 → 揺れがおさまれば → 二次災害の安全確保  
 的確な指示（机などの下にも身を隠し、様子を見て避難する。その時、火や電気の始末をしてから出る）



## 6 台風接近時における対応

### (1) 在宅時における基本的な対応

警報等	授業	対応等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風接近</li> <li>・暴風警報</li> <li>・竜巻注意情報</li> </ul>	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇休校の連絡は、市教委の判断のもと、できるだけ前日に行う。</li> <li>天候が急変した場合など、朝6：00の段階で暴風警報等の発令の際は、休校とし、緊急連絡する。（市教委の判断のもと）</li> </ul>
	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇すぐに暴風警報等が解除され、午前中あるいは午後から、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。</li> <li>◇教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。</li> <li>◇教職員・スクールガードリーダー等で安全を確保する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水警報</li> <li>・強風注意報</li> <li>・大雨・洪水注意報</li> </ul>	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇各家庭で安全に登校できることを確認し、登校する。</li> <li>◇通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任あるいは学校に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校させる。</li> </ul>

※ 台風の際は、前日に、休校や自宅待機等の方針を各家庭に周知する。

※ 自宅待機後に登校する可能性がある場合は、緊急連絡の時間や方法等について、予め周知しておく。

### (2) 在校時における基本的な対応

気象情報に基づき、今後の見通しも踏まえ、市教委の判断のもと、対応を決定する。

警報等	授業	対応等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風接近</li> <li>・暴風警報</li> <li>・竜巻注意情報</li> </ul>	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇管理職は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。</li> <li>◇教職員が安全を確認し下校する。下校は集団下校とする。</li> <li>◇安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させ、保護者に連絡し、迎えを依頼する。（引き渡し）</li> <li>◇必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水警報</li> <li>・強風注意報</li> <li>・大雨・洪水注意報</li> </ul>	平常	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇原則は、平常授業とする。</li> <li>◇これまでの総雨量や今後の気象予報、地域の実情に応じて、注意報段階での下校も検討する。下校は集団下校とする。</li> <li>◇安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させ、保護者に連絡し、迎えを依頼する。（引き渡し）</li> <li>◇必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。</li> </ul>

※ 保護者の迎え等については、引き渡しカードで、誰に引き渡すか、各担任が理解しておく。

※ 風雨が小康状態となっても、土砂災害等の二次災害の危険が想定される場合は、慎重に対応する。

※ 被害防止のため、強風による転倒や移動の可能性がある物の固定、ドアの開閉や窓ガラスの飛散防止などに取り組む。

※ 竜巻は、何処でも起こる可能性がある。「竜巻注意情報」が発令された場合、速やかに各担任・児童等に知らせる。空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が発生するなど積乱雲が近づいた場合、頑丈な建物の中に入り、ガラス窓から離れ、安全を確保する。

## 7 土砂災害発生時における対応

### (1) 在宅時における基本的な対応

警報等	授業	対応等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・記録的短時間大雨情報</li> </ul>	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇朝6：00の段階で土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報が発令され、児童等の登校に危険が想定される場合は、市教委の判断のもと、休校または自宅待機とし、緊急連絡する。</li> <li>◇前日に想定できる場合は、市教委の判断のもと、連絡する。</li> </ul>
	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇午前中あるいは午後から、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。</li> <li>◇教職員が安全確認の後、授業実施を連絡し、各家庭で安全に登校できることを確認し、登校する。</li> <li>◇通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任あるいは学校に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校させる。</li> </ul>

(2) 在校時における基本的な対応

気象情報に基づき、今後の見通しも踏まえ、市教委の判断のもと、対応を決定する。

警報等	授業	対応等
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報</li> <li>記録的短時間大雨情報</li> </ul>	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害発生の危険性が高まっている際は、管理職は、気象情報を定期的に確認する。</li> <li>◇土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発令され、児童等の下校に危険が想定される場合は、必ず学校待機とする。状況により、安全な階に避難する。</li> <li>◇但し、市教委や市防災部局から避難指示等があった際は、指定された避難所に避難する。</li> <li>◇天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校させる。</li> </ul>

## 8 落雷被害防止の対応

(1) 安全配慮義務

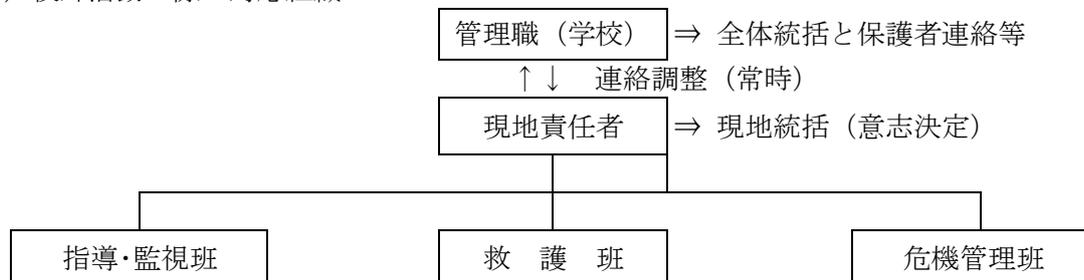
教職員は、児童が屋外で活動中、落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難し、児童等の安全確保を最優先事項として行動する。

(2) 落雷への対応について

事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇教職員は、児童等の安全を最優先することを十分に共通理解する。</li> <li>◇当日の活動は、余裕をもったスケジュールを組む。</li> <li>◇活動の中止決定の手順、避難場所、避難方法・誘導手順を明確にしておく。</li> <li>◇前日に、当日の気象予報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無、竜巻情報等）を確認し、対応の想定を行う。</li> </ul>
実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇朝、気象予報を確認するとともに、落雷・突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、関係者に情報を提供する。</li> <li>◇絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発令の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があったりする場合は、直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえる時も、落雷する危険信号と考えて直ちに活動を中止する。</li> <li>◇避難は、近くの建物、自動車、バスの中など、安全な空間に入る。周囲に建物などが無い場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。</li> <li>◇雷雲が遠ざかって、30分以上が経過してから屋外に出る。</li> </ul>

※ 自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全である。その際、建物や車両の壁、電気製品の近くから離れる。テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。周囲に建物などが無い場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。高い木には落雷しやすいので、4m以内には近づかないこと。人間は、木よりも電気が通りやすいので、木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。

(3) 校外活動の際の対応組織



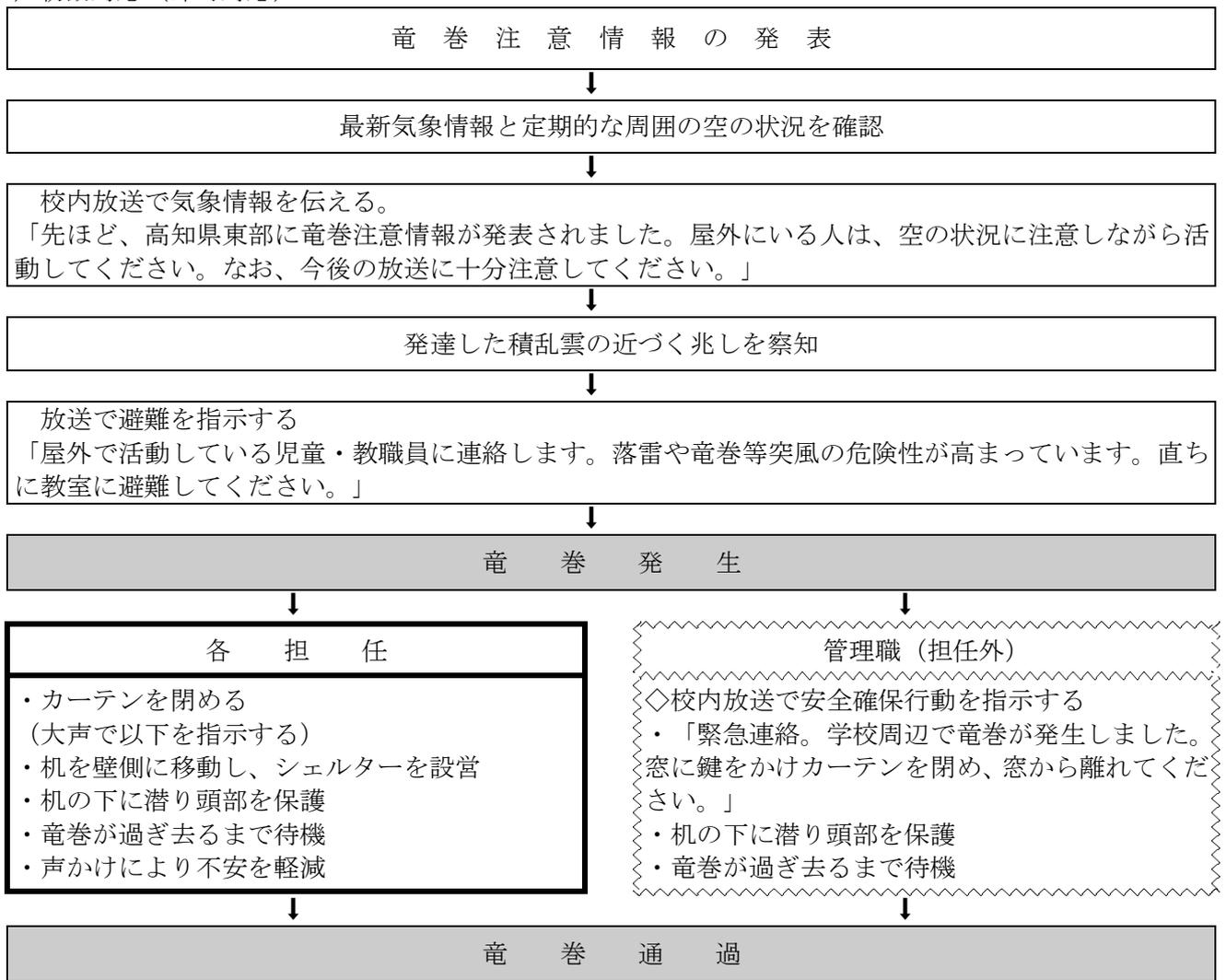
- ◇参加者の把握
- ◇活動の指導、監視
- ◇安全確保、避難指示
- ◇被災時の初動救助
- ◇二次被災の防止

- ◇事前指導
- ◇医療機関との連携
- ◇体制傷病者の救護
- ◇被災者への応急手当

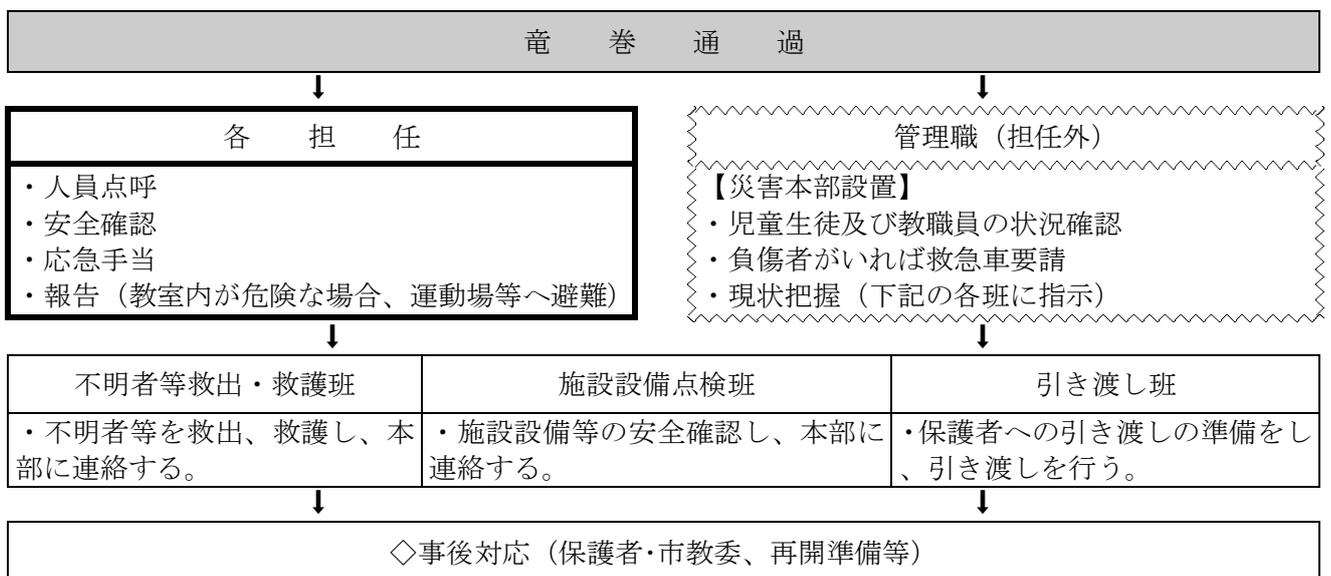
- ◇活動記録
- ◇天候等情報収集
- ◇緊急対応協議・連絡
- ◇消防・警察への緊急通報
- ◇医療機関への通報

## 9 竜巻発生時の対応

### (1) 初動対応 (即時対応)



### (2) 初期対応 (24 時間以内)



## 10 弾道ミサイル発射（Jアラート対応）に係る対応について

### 1 「事前の危機管理」

- (1) 学校安全計画、危機管理マニュアル等（以下「学校安全計画等」と示す。）の見直し
  - ・あらかじめ校舎内の避難場所を指定するなど、学校安全計画等を見直す。
  - ・事前に連絡体制及び役割分担を定め、非常時に対応できる体制を整える。
- (2) 安全確保の方策等の共通理解
  - ・学校安全計画等を踏まえ、安全確保の方策等について全教職員の共通理解を図る。
- (3) 児童に対する安全指導
  - ・児童が適切に行動できるよう学校安全計画等をもとに指導するとともに、保護者に対しても周知する。
  - ・なお、児童及び保護者に対しては、必要以上に不安にさせないように配慮する。
- (4) その他
  - ・校外学習等の避難場所は、事前に確認する。
  - ・市の危機管理課と連携して避難訓練等を推進する。
  - ・不断に関係省庁からの情報の把握に努める。

### 2 「緊急事態発生時の危機管理」

危機発生時の対応は次の通りとする。

事前	共通確認事項	<p><b>【弾道ミサイルについて確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○弾道ミサイルは発射から極めて短時間で着弾する。</li><li>○ミサイル着弾時には暴風や破片等による危険が想定される。</li></ul> <p><b>【Jアラートが発信された場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①屋外にいる場合⇒近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る (可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにない場合はそれ以外の建物に避難する。)</li><li>②建物がない場合⇒物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。</li><li>③屋内にいる場合⇒できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。</li></ul> <p><b>【ミサイルが近くに落下した場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○屋外にいる場合⇒口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。</li><li>○屋内にいる場合⇒換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。</li></ul> <p><b>【正確かつ迅速な情報収集】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。</li><li>○行政からの指示があれば、それにしたがって、落ち着いて行動する。</li></ul>
----	--------	--

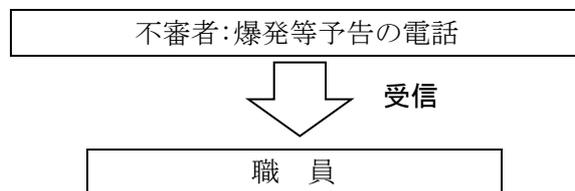
		Jアラートの内容		
		ミサイル発射	通過又は領土、領海外に落下	領土、領海内に落下
発生時	登校前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機</li> <li>・共通確認事項①②③に基づき行動。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全が確認できたら通常どおり登校する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則臨時休校とする。</li> <li>・行政（市防災計画等）の指示にしたがって行動する。</li> </ul>
	登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通確認事項①②③を基本として行動。</li> <li>・自宅が近い場合は、自宅にもどり待機。</li> <li>・自宅に誰もいない場合や学校が近い場合は登校。</li> <li>・緊急の場合は、110番の家、近くの家を理由を説明し、避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全が確認できたら登校を再開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政（市防災計画等）の指示に従って行動する。</li> <li>・指示がない場合は、自宅又は学校のいずれか近い方に避難する。</li> </ul>
	在校時	<p>【屋外にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに教室等の屋内に避難する。</li> </ul> <p>【屋内にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない空間（廊下等）に避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全が確認できたら教育活動を再開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として学校の安全な場所で保護する。</li> <li>・情報収集に努める。</li> <li>・安否情報を保護者に伝える。</li> <li>・行政（市防災計画等）から避難指示が継続している間は原則、保護者への引き渡しは行わない。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認事項①②③に基づき行動。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全が確認できたら通常どおり過ごす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政（市防災計画等）からの指示に従い行動する。</li> </ul>
	事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等から情報収集に努める。</li> <li>・被害が生じた場合は、被害状況の把握につとめる。</li> </ul>		

### 3 「事後の危機管理」

- (1) 不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに教職員等に連絡するよう周知する。
- (2) 関係機関等から、被害状況等の情報を収集する。
- (3) 早期に授業や業務が再開できるよう、復旧及び支援等の対応策を検討し実行する。
- (4) 必要に応じて、スクールカウンセラー・学校医等関係機関と連携を図り、児童の心のケアに対応する。
- (5) 児童の避難及び対応が適切になされたかを検証し、必要に応じて見直しを行う。

## 1 1 学校への犯罪予告・テロ等への対応について

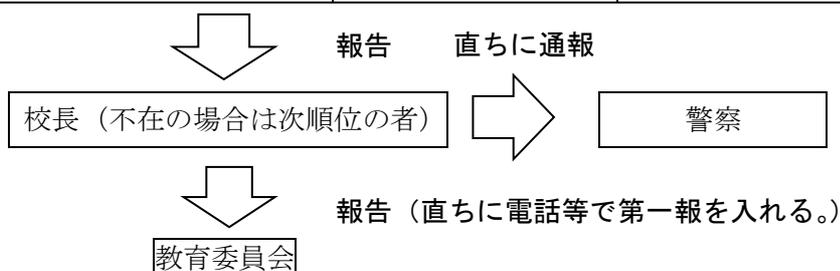
### 1 電話による犯行予告の場合



- 下記「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
- 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り(予めサイン等を決めておく)、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- 予告電話をいわずら電話と感じた場合でも校長(不在の場合は次順位の者)へ報告する。

#### 【犯行予告等への対応表】

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認(電車の走行音、放送等)



☆爆破等予定時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や学校経営支援センターと協議し、適切に対応する。

不審物を検索する場合は・・・

- 爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察からの指示を受けた上で不審物を検索する際には、校長(不在の場合は次順位の者)の指揮の下で行う。
- 校長は、可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- 検索要員は、担当区域について教室、職員室、体育館、トイレ、倉庫、植込み等くまなく責任をもって検索を行い、不審物発見に努める。

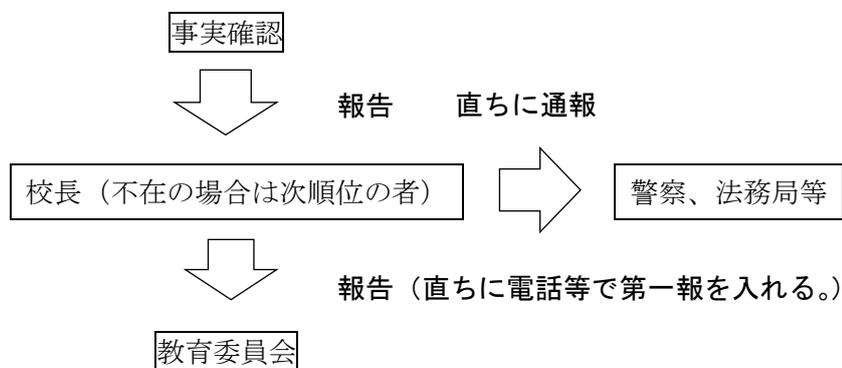


## 1 2 インターネット上の犯罪被害への対応について

### 1 「犯罪被害の未然防止」

- (1) 学校安全計画、危機管理マニュアル等（以下「学校安全計画等」と示す。）の見直し
  - ・事前に連絡体制及び役割分担を定め、非常時に対応できる体制を整える。
- (2) 安全確保の方策等の共通理解
  - ・学校安全計画等を踏まえ、安全確保の方策等について全教職員の共通理解を図る。
- (3) 児童・保護者に対する情報モラル教育
  - ・最新事例の把握や情報モラル教育の充実に努める。
  - ・児童がトラブルに巻き込まれないように、「フィルタリングサービス」の必要性について保護者に周知する。
  - ・保護者と児童と一緒に考える機会を作る。
  - ・児童がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまうことのないよう、他者の権利を尊重し、情報社会での自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身につけさせる。
- (4) その他
  - ・不断に関係省庁からの情報の把握に努める。
  - ・警察、法務局・地方法務局にすぐ相談できるよう、体制の構築をしておく

### 2 「被害発生時の対応」



### 3 「事後指導」

- (1) 関係機関等から、被害状況等の情報を収集し、適切な対応を行う。
- (2) 情報モラル教育を再徹底する。
- (3) スクールカウンセラー・学校医等関係機関と連携を図り、児童の心のケアに対応する。
- (4) 児童への対応が適切になされたかを検証し、必要に応じて見直しを行う。

## 1 3 生活安全面への対応

### (1) 転落事故防止

#### ①安全教育の徹底

○児童等に対し、屋上やベランダ、天窓やフェンス等の危険性を十分に理解させ、危険な行動を取らないよう指導を徹底する。

#### ②安全管理の徹底

○屋上やベランダは、児童に勝手に使用させない。

○フェンスや手すり等が設置されている屋上も、平時は出入口を施錠・閉鎖し、児童が自由に上がれないよう管理を徹底する。

○フェンスや防護柵のある屋上を授業等で使用する場合は、複数の教職員を配置するとともに、児童への安全指導を徹底する。

○運動会等において、スローガン等をベランダや高所に設置する場合には、必ず教職員が行う。

### (2) 遊具事故防止

#### ①安全教育の徹底

○遊具の危険性と安全な使い方について、機会があるごとに十分に指導する。

○すべり台やジャングルジム、登り棒などの遊具使用時に、ヘルメットや衣服のフードのひも等で首が締まる事故が発生する可能性があることを指導する。

#### ②安全管理の徹底

○定期的、日常的な安全点検を実施する。

○目視だけでなく、金槌等で叩く、揺らす、大人の力で実際に作動させるなど、徹底した点検を行う。

○担当職員に任せるだけでなく、管理職が金槌等を使い実地で点検する。

○土台や溶接部分の破損、転倒の危険を十分に確認する。

○教職員間で遊具の使い方など関する情報交換(安全面での気付き)を行う。

○安全点検表を作成し、複数で確認する。

○遊具の使用規定を作成し、適宜、見直す。

### (3) プール事故防止

#### ①安全教育の徹底

○水泳は危険を伴う運動であるため、睡眠を十分にとる、欠食をしないなど体調管理に努め、十分に準備運動を行うなど、自ら安全な行動を取ることの重要性について指導する。

○周囲の友だちの安全について気を配りながら泳ぐことを指導する。

○人員点呼(バディシステム等)の重要性を理解し、素早く、正確に点呼できるようにする。

○典型的な事故例を知り、個人の能力に応じた水泳を心がける。

- ・スタート時に頭部から深く入水し、水底で頭部を打つ。
- ・入水や潜水の際、無理な息こらえ等による重大事故(ノーパニック症候群)がある。
- ・一定の技能を身に付けている児童等にも重大事故がある。

## ②安全点検と水質管理の徹底

- プールの安全管理・衛生管理については、「プールの安全標準指針」及び「学校環境衛生の基準」を参考として徹底を図り、適切な管理体制を整える。
- プールの排(環)水口の蓋及び吸い込み防止金具の強度、ボルト等による固定等が十分か、定期的に点検し、不備な箇所は速やかに改善を図る。
- プールの遊離残留塩素濃度は、プール水使用前及び必要時に1回以上測定し、必要事項を帳簿等に記録し、保存しておく。
- プール水等の排水については、事前に必ず水質検査を行い、残留塩素の低濃度を確認した上で放水する。
- 塩素剤等を取り扱った水質管理や排水時の措置は、安全に十分配慮するとともに、学校薬剤師の指導・助言を得る。

## ③安全管理の徹底と緊急時への備え

- 指導に当たっては、「水泳指導の手引き(三訂版)」及び「学校における水泳事故防止必携(新訂版)」を参考とする。
- 夏休み等のプール監視員は、プール全体が監視できるよう十分な人数を配置する。
- プールサイドに不要な器具等を放置せず、安全に留意する。
- ノーパニック症候群に関する共通理解を図り、指導時に留意する。
- 全教職員が、救急蘇生法及びAEDの使用法等を身に付ける。
- 緊急対応について明確にしておく。
  - ・事故発生時には、即座に呼吸及び脈拍を確認し、必要な場合は救急車の要請をするとともに、その場で救急蘇生を行う。
  - ・事故現場の目撃者を最小限に抑えるとともに、目撃した児童等の心のケアに努める。
- 夏季休業中等の水泳事故の際、即座に心肺蘇生法を実施できるよう保護者と連携して研修会等を実施する。

## (4) 水難事故防止

### ①児童と家庭への指導事項の徹底

- 遊泳禁止の海はもちろんのこと、雨後の増水した河川には絶対に近寄らない。特に、河川では、雨が上がっても、2～3日は流れが速くなっているので十分に注意する。
- 海岸における離岸流(波打ち際から沖合に向かってできる潮の流れで、幅10メートル前後の局所的にできる強い引き潮)の存在を知り、離岸流の有無等、事前に情報を得て、適切に指導する。
- ため池や貯水池等、立ち入り禁止・遊泳禁止箇所では、絶対に、泳いだり、魚釣りをしない。
- 安芸川・伊尾木川流域では、急な増水による水難事故の可能性もある。保護者同伴のキャンプや水遊びの際には、気象状況や上流ダムの情報等に注意する。
- 河川の危険性については、児童等・保護者に十分に指導・啓発する。
  - ・水面は穏やかでも、水中では流れが速く、流れが複雑な場合がある。
  - ・河床は複雑で滑りやすく、また、急に深くなっている所もある。
  - ・深さ30センチ以上(児童等の膝の高さ程度)になると、転倒しやすい。
  - ・水辺では、大人が目を離したすきに事故に遭うことが多い。離れた所で見守っていても、不

意に溺れた時は姿を見失いがちであり、水辺では、大人がずっと一緒に行動することが必要である。

## (5) 薬品事故防止

### ①理科薬品等の安全管理を徹底

- 古くなり、薬品で腐食等がある保管庫は、新しいものと交換する。
- 保管庫の鍵は、理科薬品管理責任者が管理する。
- 地震対策として、保管庫が壁などに固定されていること。ガラス窓は、金網等が施されたものにし、薬ビンの転倒による破損がないようにする。
- 医薬用外毒物・劇物は、表示通りの保管場所に保管する。
- 保管庫内では、転倒防止のため、仕切りの入った保管用トレーに保管することが望ましい。液剤の場合は、砂を入れて保管する。砂を入れることにより、薬液がこぼれた場合、化学変化の速度が遅延される。
- 不要な理科薬品は、適正な方法で廃棄する。
- 理科薬品保管庫の取扱いは、児童等にはさせず、教員が行う。
- その他の薬品（農薬、プール薬品等）の管理を適切に行う。

## (6) 熱中症防止

### ①熱中症による事故防止対策の徹底

- 授業や学校行事、校外活動等の際には、熱中症による事故防止に留意する。
- 蒸し暑い季節の運動や作業は、涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には休憩を多くとり、スポーツドリンク等により、こまめに水分や塩分を補給する。
- 体が暑さに慣れていないときには、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らす。
- 暑い季節には、吸湿性や通気性のよい軽装を心がけ屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用する。
- 個人差や体調により、暑さへの耐性が違うことをふまえ、健康観察を行う。

### ②応急処置の理解

- 涼しい陽の当たらない場所に寝かせ、衣服をゆるめ、水分や塩分を補給する。
- 経過観察中、容態が急変し、死に至るケースもある。注意を怠らない。
- 昏睡状態でけいれんを伴う場合はもちろん、応答が鈍いなど、少しでも意識が朦朧としている場合は、救急車を要請し、早期に医師の手当てを受ける。
- 医師の診断までの間、濡れタオルや氷などで体を冷やすなどの応急手当を行う。
- 緊急時の対応のために、応急手当の研修や、連絡先（学校医、消防署、教育委員会、家庭等）を明確にするなど、救急体制を確立しておく。

## (7) スズメバチ刺傷事故防止

### ①安全教育の徹底

- 児童に対し、スズメバチは大変危険な生き物であり、特に、9月から10月にかけて繁殖の時期を迎え攻撃的になることを十分に理解させる。
- 巣にいたずらをしたり、近づいたりしないよう指導を徹底する。（スズメバチが「カチカチ」

と威嚇音をたてている時は、絶対に刺激しない。近くに巣があることを意味している)  
○巣を見つけたときには、直ちに教職員へ連絡するよう指導する。

#### 【野山に出かけるときの心がけ】

- ・長袖長ズボンで、肌を保護する。
- ・スズメバチは黒い部分を襲う習性があるので、白や黄色等の衣服や帽子を着用することをすすめる。
- ・スズメバチ用殺虫スプレーを携帯する。
- ・一人だけの行動は避け、複数で行動すること。しかし、あまり大きな集団になると、振動等でハチを刺激することがあるので注意する。
- ・化粧品や香水には、ハチの攻撃性を増す成分が含まれている場合があるので、使用を控えること。

#### ②安全管理の徹底

- 日頃の安全点検時に、校庭の樹木の空洞や、校舎の軒先などに蜂の巣がないか確認する。
- 巣を発見した際には、管理者（教育委員会等）へ速やかに連絡し、駆除を依頼する。
- 遠足など野外で集団活動等を行う場合は、下見等を実施し、安全を確認する。
- 健康診断表等で、ハチ毒アレルギー体質の児童等を把握する。

#### ③緊急時への備え

##### ○応急処置等の共通理解

- ・冷たい水で患部を洗い流しながら、毒と血液を絞り出す。
- ・痛みや腫れがある場合は、水や保冷剤等で患部を冷やす。
- ・直ちに医療機関へ搬送する。（救急車を呼ぶことをためらわない）

##### ○アナフィラキシーショックへの理解

- ・ハチ毒や食物（蕎麦など）等が原因で起こる急性アレルギー反応のひとつ。
- ・蕁麻疹や皮膚が赤くなる等の皮膚症状や、ときには呼吸困難、めまい、意識障害等の症状を伴うことがある。血圧低下等の血液循環の異常が急激に現れるとショック症状を引き起こし、生命を脅かす危険な状態に陥ってしまうことがある。
- ・安静を保ち、一刻も早く医療機関を受診させる。
- ・アナフィラキシーを起こす可能性の高い患者が自宅に常備しているエピペン（エピネフリン・オートインジェクター）を学校に保管しておくことも検討する。（アナフィラキシーショック発症の際に、症状悪化防止に役立つ）

#### (8) マムシ咬傷事故防止

##### ①安全教育の徹底

- 児童に対し、マムシは大変危険な生き物であり、春から秋にかけて、平地から山林と広く生息し、水場近くに出ることが多く、よく河川の周辺や田畑で見かけられることを理解させる。
- マムシは、太く短い体型で、頭は三角形。体色は赤褐色で、左右に楕円形の暗色斑があり、性質は臆病だが、不用意に近づきすぎた場合に咬みつかれることがあることを理解させる。
- マムシを発見した場合は、そっと離れるのが一番。絶対に近づいたり触ったりしないことを徹底する。

## ②安全管理の徹底

- マムシのいそうな場所では、ゴム手袋や長靴を着用するなど肌の露出を控える。
- 草刈りや落ち葉をかきわけるときは、最初に鎌や棒などを使い様子を見る。
- マムシをみつけたら、刺激をせずにその場を離れる。

## ③緊急時への備え

### ○マムシに咬まれた際の症例

- ・歯型が1～4つあり、出血している。
- ・咬まれた直後から痛みを感じ、焼けるような痛みが広がっていく。
- ・咬まれた部分が紫色に変色している。
- ・1～2時間程経過すると、リンパ節が腫れてくる。
- ・血圧が下がり、視覚や意識に障害が出る。
- ・2～3日すると、尿が出なくなったり、血尿が出たりする。

### ○応急処置等の共通理解

- ・咬まれた傷口を動かさないようにし、あわてず安静に（安心）させる。  
（※走るなど激しい運動は全身に毒がまわりやすくなる）
- ・消防署（119番）に電話し救急車を呼ぶ。
- ・マムシの血清を備蓄している医療機関を事前に把握しておく。

### \* 応急処置法について \*

1. 傷口の上部（5～6cm）をタオルなどであまり強くない程度で縛る。止血・緊縛は体の中心部に毒の侵入拡散を防ぎ遅らせる事ができるが、あまり強い止血はかえって悪い結果を招く事もあるので少なくとも10分おきに1分程度ゆるめる必要はある。
2. すみやかに傷口から毒を吸い出す。吸引器があればそれを使うのが一番であるが、口で直接吸出し、出血する血液と共に毒液を吸い取り吐き捨てることを何回も繰り返す。仮に失敗し飲み込んでしまっても胃の中の強い酸性の胃液によって毒蛋白を凝固分解するので心配はない。ただし、口内炎など口の中に傷がある場合は避けた方がよい。速やかに吸引処置を行えば後々の治療効果が大きい。手足など自分で処置できる部位は自分で処置するのが良い。また、2～5%のタンニン酸で洗浄するとヘビ毒を不活性化する効果がある。口で毒を吸い取った後は水か渋茶などで口をすすぐのが良い。
3. 血が出なくなったら塩水で熱い湿布をする。そしてさめたら、また吸い出す。
4. 毒や血液を吸い出した後は、他の菌による混合感染を防ぐため消毒剤による処置は必ず行う。  
（禁止事項：氷などで患部を冷やさない。患者は酒を飲まない）
5. 水分を摂取する。血液中の毒素濃度を薄め、毒素排出にもつながることとして水分を多くとらせ利尿促進を計る。

★いずれにしても医師に処置報告をし、一刻も早く診断・治療を受ける事が一番大切。

## 1 4 事件時や事件後に教職員のなすべき役割の確認

①～⑥までの内容は、事件に関わってしなければならない重要なことであるが、あらかじめ誰がどの仕事を受け持つかを決めておくことによって、かえってそのことにとらわれて臨機応変な敏速な対応が阻害される場合が起こりえるので、誰がどれをするかということとは決めない。したがって事件対策本部が、①～⑥までのことがらについて、その場で動けるものを考えて、役割の指示を出す。

ただし、①～⑥までのことがらについて、あらかじめ中心となる職員については、本部からの指示がなくても自主的に動くことが必要である。どの役割が指示されても全員がすぐに動ける心得については、平素より意識を高める学習をしていく。

事件対策本部 (校長及び教頭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の役割分担の決定</li> <li>・保護者への対応</li> <li>・マスコミへの対応</li> <li>・教職員における情報の共有化</li> <li>・事件の記録、整理と報告</li> <li>・今後の対応方針の決定</li> </ul>
① 不審者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数で現場に向かい即時対応する</li> <li>・児童の安全確保</li> <li>・行為制止（可能な場合）</li> </ul>
② 児童対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場を離れない</li> <li>・不審者への対応</li> <li>・児童の安全確保</li> <li>・職員室（他の教職員）への通報</li> <li>・避難指示</li> <li>・児童への不安払拭</li> </ul>
③ 避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定められた経路により児童等の避難誘導</li> <li>・的確な指示</li> <li>・被害の拡大防止</li> </ul>
④ 安否確認 (事務職)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎内の残留児童の確認</li> <li>・要救助者の確認</li> <li>・教職員、児童被害の把握</li> </ul>
⑤ 救急医療 (養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者への応急手当を行い、傷害の程度を本部へ連絡</li> <li>・救急車への同乗</li> </ul>
⑥ 保護者対応 (管理職や学級担任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の校舎外避難後の対応</li> </ul>

## 15 災害発生時における教職員の動員計画

時 期	災害発生時			
業務形態	学校防災本部設置			
服務形態	勤務時間内	勤務時間外	出張等	備 考
校 長 教 頭 養護教諭	即座に配備につき学校 防災本部を設置し、ま ず管理職が初期対応の 緊急発令をする。	直ちに出勤し、配備に つき学校防災本部を設 置する。 (初期対応の緊急発令 をする)	直ちに帰校し配 備につく	情報収集及び 事態把握に努め る
近距離 通勤者		自宅及び家族の安全を 確認した後出勤し、配備 につく。	直ちに帰校し帰 校できない場合 は、待機する。	
遠距離 通勤者		自宅及び家族の安全を 確認した後出勤し、配備 につく。 出勤が不可能な場合 は所属長に連絡する。		

## 16 川北地区「こども110番の家」所在地

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	横山商店	川北甲86	35-4220
2	川北簡易郵便局	川北甲840-3	34-3234
3	芸陽漁協	川北甲943	34-1017
4	元 大井酒店	川北甲1026	35-2812
5	川谷酒店	川北甲1284	35-2347
6	アキ友建材店	川北甲1656	34-1600
7	清浄苑	川北甲1840	35-4350
8	高知県農業協同組合安芸支所	川北甲1951-2	35-2275
9	(株)山のくじら舎	川北甲1967	34-4500
10	安芸自動車学校	川北甲2100	34-3181
11	小笠原商会	川北甲2291-1	34-1932
12	養護老人ホーム清香園	川北甲3731	35-2627
13	(株)JAエナジーこうち あき東SS	川北甲6852	34-1522
14	安芸奈比賀簡易郵便局	奈比賀365-2	35-3910
15	(有)長崎建設	奈比賀979-2	35-4667

安芸警察署 34-0110

川北小学校 35-2516

## 17 学校安全点検について

- 1 目的 定期的に学校施設・設備の安全点検を行い、児童が学校生活を安全に過ごせるように改善する。
- 2 実施日 別途、学校行事計画に位置づける。(学期に1回：4月・9月・1月)
- 3 方法
  - ①下記分担表の区域について、担当者が安全点検表を用いて実施。
  - ②実施結果を校長に提出。
  - ③異常個所について、緊急性や危険性を勘案し、校内教職員および関係機関との連携のうえで対処する。
- 4 分担表

	担 当	点 検 区 域
1	1年	1年教室、手洗い場、南舎1階(玄関、トイレ、シャワー室)
2	2年	2年教室、パソコン室、南舎階段
3	3年	3年教室、会議室
4	ひまわり	ひまわり教室、北舎西トイレ、西昇降口、家庭科室
5	4年	4年教室、体育倉庫(外)
6	すみれ	図書室、すみれ教室、東階段
7	たんぽぽ	学習室、廊下、西階段
8	5年	5年教室、2階廊下
9	6年	6年教室、音楽室、音楽準備室
10	主事	職員室、放送室、和室
11	教頭	理科室、理科準備室、運動場、体育館回り、外トイレ
12	校長	体育館、体育館、体育倉庫
13	用務	東玄関、コンコース、北庭、南庭
14	養護	保健室、東トイレ、北舎1, 2階手洗い場

## 18 シェイクアウト訓練（地震）説明資料

### ●シェイクアウト訓練をすることで・・・

- ・地震発生直後取るべき行動が身につくようになる。
- ・防火に対する意識が高まる。
- ・短時間で行うことができる。



### ●なぜ？

地震が発生した時に、あなたはどこにいますか？

家、職場、学校または旅行中かもしれません。

その時、どのように行動するかによって、次の地震が発生した後の私たちの人生を大きく左右します。あなたはケガすることなく、早期復旧に取りかかる準備はできていますか？

地震による死傷例の大半は、家屋の倒壊やガラスの破片や落下物が原因です。  
安全な場所へ避難しようと長距離を移動することによりケガする例がもっとも多く、  
避難の際の移動距離を最小限に留めることがとても重要です。

地震発生時、激しい揺れに襲われるまで、または何かが落下してくるまで、自分の身を守るためには数秒の猶予しかないかもしれません。いざという時に備えておくためには、日頃の訓練が必要不可欠です。

シェイクアウトは、地震の際の**安全確保行動 1-2-3 「まず低く、頭を守り、動かない」**を身に付ける機会です。【シェイクアウトの図】

### ●あなたが室内にいる時に地震が発生したら・・・

その場で、**安全確保行動 1-2-3 「まず低く、頭を守り、動かない」**を実践しましょう。まず、体勢を低くして地面に近づきましょう。（強い揺れであなたが倒れる前に！）

⇒固定されたデスクやテーブルの下に入り、頭を守りましょう。

⇒頭を守るものがない場合には、腕や荷物を使って、頭を守りましょう。

⇒揺れが止まるまで動かずじっとしていきましょう。

⇒揺れがおさまり屋外に出ても安全上問題がないと判断するまで室内に留まっておきましょう。（起震車体験時の教え：大きな揺れは、2回来る）

### ●あなたが外出中にいる時に地震が発生したら・・・

まず、ビル、木、電柱や電線から離れた場所を探し、

そこで、**安全確保行動 1-2-3 「まず低く、頭を守り、動かない」**を実践しましょう。

⇒揺れが止まるまで動かずじっとしていきましょう。



### ●地震が来る前に、一度周りを見渡してみてください。

家、職場、学校などの屋内で、どこが安全な場所かを確認しましょう。

そうすれば、いざ、地震が発生した時に素早く行動に移せます。

いざという時に素早く安全な場所へ移動するよう反応できることにより、命が救われるかもしれません。

そのために、頻りに練習を積んでおくことが必要です。



### ●シェイクアウト訓練用の音源を聴く

### ●実施日 令和6年9月2日（月）

その後、随時行う。



